

### 第三節 出願と同時にする手続の方式

#### I 秘密にすることを請求する場合

秘密意匠の請求をすることができる時期的要件について、平成19年4月1日以降の出願につき、出願と同時にする場合に加え、意匠登録の第1年分の登録料の納付と同時にする場合についても請求することができます。

秘密にすることを請求する場合の手続（意14(2)）

- (1) 願書の「【代理人】」の欄の次に「【秘密にすることを請求する期間】」の欄を設けて秘密にすることを請求する期間を記載します。
- (2) 請求する期間は、意匠権の設定の登録の日から3年以内の期間を指定することができます。  
なお、請求する期間は年又は月の単位で記載するようにしてください。

[記載例]

**【代理人】**

**【識別番号】** 1 0 0 0 0 1 2 3 5

**【住所又は居所】** 東京都千代田区霞が関〇丁目〇〇番〇号

**【弁理士】**

**【氏名又は名称】** 特許 太郎

**【秘密にすることを請求する期間】** 3年

## II 新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合

意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手続（意4(2)）

- (1) 願書の「【整理番号】」の欄の次に「【特記事項】」の欄を設けて「意匠法第4条第2項の規定の適用を受けようとする意匠登録出願」と記載します。
- (2) 証明書の提出は「新規性の喪失の例外証明書提出書」（意施規第1様式第1）に証明書を添付して提出します。

なお、証明書の提出は意匠登録出願の日から30日以内にしなければなりません。

ただし、特許法等の一部を改正する法律（平成26年法律第36号。以下、この節において「平成26年改正法」といいます。）により、証明書を上記期間内に提出できない場合であっても、提出する者がその責めに帰することができない理由がある場合は、その理由がなくなった日から14日（在外者にあつては2月）以内で、その期間の経過後6月以内に限り証明書を提出することができることとなりました（意4条4項）。

〔記載例〕

【書類名】	意匠登録願
【整理番号】	D〇〇〇〇〇〇〇-〇〇
【特記事項】	意匠法第4条第2項の規定の適用を受けようとする意匠登録出願
【提出日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日

### Ⅲ パリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権を主張する場合

#### 1. 優先権の主張

- (1) パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は優先権主張に関し相互主義を採る国として特許庁長官が指定した国のいずれかにおいて正規に特許出願若しくは実用新案、意匠若しくは商標の登録出願をした者又はその承継人は、他の同盟国等に出願をすることに関し、以下に定める期間中優先権を有します（パリ条約4条A(1)）。
- (2) 上記の優先期間は6月です（パリ条約4条C(1)）。

#### 2. 優先権の主張の効果

上記の期間満了前に他の同盟国等においてされた後の出願は、その間に行われた行為、例えば、他の出願、当該発明の公表又は実施、当該意匠に係る物品の販売、当該商標の使用等によって不利な取扱いを受けません。また、これらの行為は、第三者のいかなる権利又は使用の権利も生じさせません（パリ条約4条B）。

#### 3. 優先権の主張の手続（特43(1)～(4)、(8)、(9)、特43の3(3)を準用）

- (1) 願書の「【代理人】」の欄の次に「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を設け、その欄に「【国名】」及び「【出願日】」を設けて国名及び出願日を記載します。
- (2) 優先権の主張の基礎とされた出願の番号を記載するときは、「【出願日】」の欄の次に「【出願番号】」の欄を設けて、その番号を記載します。
- (3) 優先権証明書は「優先権証明書提出書」（特施規第27条の3の3様式第36を準用）に添付して提出します。

なお、優先権証明書は出願日から3月以内に提出しなければなりません（意15(1)、準特43）。この期間内に優先権証明書を提出できなかった場合は、以下のとおりとなります。

##### (i) 平成27年改正法

出願から3月以内に証明書を提出できない場合でも、提出する者の責めに帰することができない理由がある場合には、その理由がなくなった日から14日（在外者にあつては2月）以内かつ上記期間経過後6月以内に限り証明書を提出することができます。提出する者の責めに帰することができない理由が証明書を発行すべき官庁の事務の遅延による場合には、証明書を入手した日から1月（在外者は2月）以内に限り提出することができます（意施規19(3)、準特施規27の3の3(6)）

なお、平成28年3月31日以前に平成27年改正前意匠法第15条において読み替えて準用する特許法第43条第2項に規定する期間を経過している意匠登録出願については当該規定は適用されず、従前の例によります（平成27年改正法附則第2条）。

##### (ii) 平成26年改正法

出願から3月以内に証明書を提出できない場合でも、提出する者の責めに帰することができない理由がある場合は、その理由がなくなった日から14日（在外者にあつては2月）以内で、その期間経過後6月以内に限り証明書を提出することができます（意15

(1)。

なお、平成27年3月31日以前に平成26年改正前意匠法第15条において読み替えて準用する特許法第43条2項に規定する期間を経過している意匠登録出願については当該規定は適用されません（平成26年改正法附則第4条）。